

証券コード 9561
2024年3月14日

株 主 各 位

大阪市中央区瓦町2丁目4番7号
新瓦町ビル8階
株式会社グラッドキューブ
代表取締役CEO 金島 弘樹

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第17期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://corp.glad-cube.com/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名に「グラッドキューブ」又はコードに
「9561」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手
数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙
に賛否をご表示いただき、2024年3月28日（木曜日）午後7時までを必着に、ご送付くださ
いますようお願い申し上げます。また、議決権行使書用紙において、議案に対する賛否のご表示が
ない場合は、賛成のご表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月29日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区平野町4丁目2-3 オービック御堂筋ビル2F
オービックホール ホールD+E

3. 株主総会の目的事項

報告事項 第17期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

-
- * 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - * 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - * ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
 - * 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - * 総会ご出席株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第17期定時株主総会におけるライブ配信に関するご案内

本総会におきましては、株主の皆様の安全及び利便性を考え、ご来場いただけない株主様もインターネットを用いて遠隔地等から株主総会当日の議事進行の様子をご視聴いただけるよう、オンラインでのライブ配信を実施いたします。

参加を希望される場合は、下記事項をご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

記

1. ライブ配信について

ご来場になれない株主様がIDとパスワードによる確認を経て、オンライン（Zoom）で配信されるライブ中継動画を視聴いただくものであります。

2. 参加の手続き

- (1) 本ライブ配信へ参加される株主様は、別紙にてお送りする書面に記載の「ライブ配信サイト」のリンクにアクセスのうえ、同書面に記載のID及びパスワードを入力してください。
- (2) 本ライブ配信へ参加される株主様は、会社法で定める出席には当たりません。したがって、当日は議決権を行使できませんので事前に書面により議決権を行使してくださいませよう願ひ申し上げます。

3. 配信日時

2024年3月29日（金曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※2024年3月29日午前9時50分より配信ページにアクセスいただけます。

4. その他、注意事項

- (1) 当日ご出席される株主様のプライバシーに配慮し、ライブ配信の映像は議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ず会場に出席される株主様のお姿が映りこんでしまう可能性がございます。
- (2) 本ライブ配信の写真撮影、録音、録画及びSNSなどへのアップロードはご遠慮ください。悪質な利用が認められた場合は、ご視聴を制限する場合があります。
- (3) システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (4) 本ライブ配信参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- (5) 通信環境やシステム障害等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (6) 本ライブ配信に参加いただけるのは、当社株主名簿（2023年12月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。また、ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- (7) 本ライブ配信につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- (8) システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、本ライブ配信の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト(<https://corp.glad-cube.com/>)においてお知らせいたします。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

当社が柔軟かつ機動的な事業活動を展開することができるようにするため、事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)に目的事項の追加を行うものであります。

また、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、上場会社において定款に定めることにより、一定の条件のもとで場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、株主の皆様や取締役等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会をいい、以下、「バーチャルオンリー株主総会」という。)の開催が可能となりました。

当社は、感染症や自然災害を含む大規模災害の発生及び社会全体のデジタル化の進展等を念頭に、株主総会の開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考えます。よって、バーチャルオンリー株主総会を開催できるよう、現行定款に第12条第2項を追加するものです。

なお、株主総会の開催方式の決定にあたりましては、開催の都度、取締役会において、株主の皆様の利益や権利の確保に配慮するとともに、その時々为社会情勢を踏まえ、慎重に判断し、決議します。

本変更にあたり、経済産業大臣及び法務大臣による、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けています。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第1条 (省略)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>1. ~16. (省略) (新設) (新設) 17. 上記各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>第3条 ~ (省略) 第11条</p> <p>(招集) 第12条 (省略) (新設)</p> <p>第13条 ~ (省略) 第42条</p>	<p>(目的) 第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ~16. (現行どおり) 17. <u>医薬品、医薬部外品、化粧品、再生医療等製品、医療機器等の卸並びに販売</u> 18. <u>有料職業紹介業</u> 19. <u>上記各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>第3条 ~ (現行どおり) 第11条</p> <p>(招集) 第12条 (現行どおり) <u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第13条 ~ (現行どおり) 第42条</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役6名は任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	かねしま ひろき 金島 弘樹 (再任) (1979年5月17日生)	2002年1月 株式会社エイワ 入社 2007年1月 合同会社GLAD CUBE 設立 取締役就任 2008年2月 株式会社グラッドキューブに組織変更 代表取締役就任 2014年1月 代表取締役CEO就任 (現任)	1,470,000株
	選任理由	当社の創業者であり、経営、IT、マーケティング、ファイナンス等の分野における幅広い経験と実績、識見を有しており、事業全体の牽引と強化拡大に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、取締役として適任であると判断したため、取締役候補者いたしました。	
2	たからべ ゆき 財部 友希 (再任) (戸籍上の氏名： 畝田 友希) (1970年7月6日生)	2006年7月 イケアジャパン株式会社 入社 2011年9月 アクセンチュア株式会社 入社 2012年8月 株式会社Catch 設立 代表取締役就任 2014年1月 当社入社 取締役COO就任 2019年1月 取締役CFO就任 2020年4月 取締役COO/IRO就任 2022年3月 取締役CIRO/経営企画部長就任 2023年3月 専務取締役CIRO/経営企画部本部長就任 (現任) 2023年12月 株式会社サンワカンパニー社外取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社サンワカンパニー 社外取締役	90,000株
	選任理由	経営者としての経験、営業分野における豊富な業務経験と実績、及び事業全体にわたる幅広い識見を有しており、IR及びPR活動基盤の構築と強化を進め、企業価値向上に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、取締役として適任であると判断したため、取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	にしむら みき 西村 美希 (再任) (1972年11月5日生)	1999年 8 月 松澤税理士事務所 入所 2001年12月 高橋会計事務所 入所 2002年12月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2009年 2 月 公認会計士登録 2016年 8 月 当社入社 2019年 4 月 執行役員ビジネスサポート部長就任 2020年 3 月 取締役ビジネスサポート部長就任 2022年 3 月 取締役CFO/ビジネスサポート部長就任 2023年 3 月 取締役CFO/ファイナンスマネジメント部本部長就任 (現任)	7,200株
	選任理由	公認会計士として監査法人での業務経験、会計分野における幅広い経験と識見、バックオフィス構築の実績を有しており、バックオフィス及びコーポレートガバナンス体制強化に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、取締役として適任であると判断したため、取締役候補者といたしました。	
4	かねしま ゆうき 金島 由樹 (再任) (1984年10月30日生)	2011年 1 月 当社入社 2020年 7 月 プロモーション統括本部執行役員就任 2022年 3 月 取締役プロモーション統括本部長就任 2023年 3 月 取締役COO/プロモーション統括本部長就任 (現任)	206,200株
	選任理由	当社入社以来、担当するSaaS事業部及びマーケティングソリューション事業部の好調な業績へ寄与しており、企業価値向上に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、取締役として適任であると判断したため、取締役候補者といたしました。	

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	うえずぎ たつお 上杉 辰夫 (再任) (1964年9月22日生)	1987年4月 Apple Computer,inc (現Apple inc.) 入社 1991年5月 International Business Machines Corporation 入社 1993年10月 Global Micro Solutions, Inc. 設立 代表取締役社長就任 (現任) 2001年10月 GMS Japan株式会社 設立 代表取締役会長就任 (現任) 2010年6月 Social Rewards, Inc. 設立 CTO就任 (現任) 2015年7月 当社社外取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) Global Micro Solutions,Inc. 代表取締役社長 Social Rewards, Inc. CTO GMS Japan株式会社 代表取締役会長	-株
	選任理由及び 期待される役割の概要	上杉辰夫氏は、経営者として会社経営に関する豊富な知識と経験を有しており、経営力の強化に貢献できると判断したものであります。	
6	もりずみ ようじ 森住 曜二 (再任) (1975年5月18日生)	1999年10月 太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査 法人) 入所 2003年4月 公認会計士登録 2016年1月 森住曜二公認会計士事務所 設立 (現任) 2016年1月 当社社外取締役就任 (現任) 2018年5月 株式会社ダイケン社外監査役就任 (現任) 2020年3月 ローランド株式会社社外監査役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 森住曜二公認会計士事務所 代表 株式会社ダイケン 社外監査役 ローランド株式会社 社外監査役	10,800株
	選任理由及び 期待される役割の概要	森住曜二氏は、公認会計士・税理士として会計に関する豊富な知識と経験を有しており、経営力の強化に貢献できると判断したものであります。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上杉辰夫氏及び森住曜二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 上杉辰夫氏は、現在当社の社外取締役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって8年6ヶ月となります。
4. 森住曜二氏は、現在当社の社外取締役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって8年2ヶ月となります。
5. 当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条第2項並びに第35条第2項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症にかかる行動制限の緩和等により経済活動が徐々に正常化に向かっている一方で、全世界的なインフレの長期化や為替相場の変動による消費者物価の上昇、頻発する異常気象など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社が属するデジタルトランスフォーメーション市場は引き続き成長するものと見込まれており、デジタルマーケティングを支援するサービスへの需要は一層高まっております。また、株式会社電通「2023年日本の広告費」によると、インターネット広告の市場規模は2023年に前年比7.8%増の3兆3,330億円となり、引き続き拡大傾向にあり、堅調な成長を続けております。

上記のような経済環境の中、サイト解析ツールの機能拡充、IT導入支援事業者として認定、動画制作体制の強化、競馬予想AIのサービス拡大、オンラインセミナーの実施、YouTubeチャンネルでの発信等、拡大を続けるインターネット広告市場と、インターネット利用者のニーズに応えるべくソリューションを提供してまいりました。また、2023年10月24日付でworkhouse株式会社の一部の事業譲受により、AI領域におけるコア人材を確保し新たな技術力を獲得できたことから、新たなプロダクト開発、AI領域における研究開発やウェブサービスなどの受託開発も行っていました。

この結果、当社の当事業年度の経営成績は、売上高1,523,120千円（前期比2.9%増）、営業利益142,907千円（前期比69.0%減）、経常利益143,037千円（前期比68.6%減）、当期純利益59,491千円（前期比80.0%減）となりました。

事業ごとの売上高及びセグメント利益は以下のとおりであります。

(SaaS事業)

SaaS事業においては、「SiTest（サイテスト）」のツール販売だけでなく、SiTestを活用した付随する解析サービスの提供によって、堅調に売上を増加させることができました。それが実現できた理由といたしましては、現状まで培われたデジタルマーケティングにおける実績やノウハウ、今期よりアウトバウンド部隊の立ち上げによる営業体制の強化が寄与しております。セールス、カスタマーサクセス、コンサルタントの人材教育によって、一人当たりの受注獲得件数や運用担当件数が増加したことにより、安定的な取

益基盤を築くことができました。また、関連するサービスとして、ウェブサイトやランディングページの制作、コンサルティングの売上が伸長してきていることも要因の1つです。

この結果、当事業年度における売上高は619,057千円（前期比6.8%増）、セグメント利益は334,785千円（前期比4.9%減）となりました。

（マーケティングソリューション事業）

マーケティングソリューション事業においては、取組みとして従来のインバウンド営業に加え、今期よりアウトバウンド部隊の立ち上げによる営業体制の強化により、既存顧客からの継続的な発注依頼、協業パートナー企業からの案件受注を推し進めております。業務提携先企業への人材派遣ではマーケティング支援を行いながら広告案件依頼に繋げる取組みができており、広告予算案件の受注に繋がっております。動画をはじめとしたクオリティの高いクリエイティブ制作の受注も逡増しており、市場の動向から特に動画広告の需要がより高まることも想定されるため今後の案件増加にも期待できます。なお、前期比で売上が減少している要因としましては、前年の大型のスポット案件獲得による売上が主の要因であります。継続的な大型案件の獲得も進み、さらなる新規の獲得を進めてまいります。

この結果、当事業年度における売上高は696,945千円（前期比6.8%減）、セグメント利益は299,461千円（前期比32.9%減）となりました。

（SPAIA事業）

SPAIA事業においては、SPAIA競馬では、顧客満足度向上を目的としたシステム開発・サービス改善施策を実施したことやシェア獲得の強化へ重点をシフトし無料会員の獲得の強化をしたことにより、有料会員数は漸減したものの、無料会員数は前事業年度末日に比べ117.3%増加し、99,178人となりました。プロ野球やJリーグの勝敗予想コンテンツを兼ね備えたスポーツメディアプラットフォームのSPAIAでは、他のプロスポーツ及び海外のスポーツデータも取入れたことにより、会員数は前事業年度末日に比べ126.0%増加し、25,755人となりました。

新たな展開として、スポーツエンターテインメント分野において、あらゆるスポーツ・競技の魅力を最大限にファンにお届けするプロジェクトを進めることとし、その一環としてスポーツデータセンター「DRAGON DATA CENTER（ドラゴン データセンター）」の開設に向けてプロジェクトを開始いたしました。また、2023年10月24日付でworkhouse株式会社の一部の事業譲受により、AI領域におけるコア人材を確保し新たな技術力を獲得できたことから、新たなプロダクト開発、AI領域における研究開発及びウェブサービスなどの受託開発も行いました。

この結果、当事業年度における売上高は207,118千円（前期比35.5%増）、セグメント損失は211,793千円（前期は115,331千円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度におきましては、SPAIA事業の競馬予想AIのサービス拡充を目的としたシステム開発への設備投資を27,489千円、SaaS事業の主力サービスであるSiTestの機能拡充を目的としたシステム開発への設備投資を20,565千円、マーケティングソリューション事業の顧客へのレポートサービス対応を目的としたソフトウェア導入への設備投資を542千円等を行いました。

また、SPAIA事業において減損損失48,574千円を計上いたしました。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、金融機関より、設備投資及び運転資金等の拡充を目的として長期借入金550,000千円の資金調達を行っております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位 千円)

区分	第14期 2020年1月から 2020年12月まで	第15期 2021年1月から 2021年12月まで	第16期 2022年1月から 2022年12月まで	第17期(当期) 2023年1月から 2023年12月まで
売上高	882,868	1,215,796	1,480,636	1,523,120
経常利益	126,717	298,606	455,536	143,037
当期純利益	86,353	201,998	297,162	59,491
1株当たり当期純利益(円)	11.62	27.18	39.13	7.29
総資産	1,308,554	1,963,776	2,908,069	3,224,518
純資産	249,057	451,056	1,316,974	1,378,084

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
2. 当社は2022年6月11日を効力発生日として、普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しており、第16期以降に係る各数値については当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

当社が対処すべき課題は、以下の項目と認識しております。

① 事業の収益基盤の強化及び加速

当社は、SaaS事業、マーケティングソリューション事業、SPAIA事業の3つの事業に加え、2023年10月24日付でworkhouse株式会社の一部の事業譲受により、受託開発に関する事業を展開していますが、全体の収益基盤について、一層の強化が必要であると考えております。この課題解決に対する1つの施策として、2024年より事業セグメントをプロモーション統括本部 マーケティングDX事業とイノベーション統括本部 テクノロジー事業部の2事業部体制に変更いたしました。さらに、収益基盤を強化するために重要となるのが、プロモーション統括本部 マーケティングDX事業のSaaS関連においては、平均単価の向上及び顧客数、ネット広告関連においては顧客数、イノベーション統括本部 テクノロジー事業部のSPAIA関連については、サブスクリプション利用のユーザー数の増加、受託開発関連については、プロダクト開発、AI領域における研究開発やウェブサービスに関する新たな受託数の増加であると考えております。かかる課題に対処するために、効果的なプロモーション活動を通じて各事業の認知度向上に努めてまいりたいと考えております。

② 優秀な人材の確保

当社は、事業の拡大や新規事業への進出を行っていく中で、人材の採用及び育成を重要な経営課題と捉えており、人材の採用及び育成に関する各種施策を継続的に講じてまいります。

③ 情報セキュリティのリスク対応の強化

当社は、ウイルスや不正な手段による外部からのシステムへの侵入、システム障害及び役職員、パートナー事業者の過誤による損害を防止するために、引き続き優秀な技術者の確保及び職場環境の整備、社内教育による情報セキュリティの強化を図ってまいります。

④ 迅速な意思決定を行うための組織体制の強化

組織が拡大しても、引き続き高い成長力を維持していくためには、効率的かつ迅速に経営意思決定を行う必要があります。具体的には、経営上の重要な意思決定を迅速に行うために必要な、主要KPI (Key Performance Indicator:重要業績評価指標) や財務数値を社内においてタイムリーに把握できる体制・仕組みを構築してまいりたいと考えております。また、内部牽制体制とのバランスを図りながら、意思決定を迅速に行うため役職員への適切な権限付与を整備することが重要と考えております。

⑤ 内部管理体制の強化

継続的に当社が成長を遂げていくためには、経営上のリスクを適切に把握し、当該リスクを適切にコントロールするための体制強化や、未然の不正防止や業務の適正性を確保するための内部統制システムの強化が重要な課題と考えております。具体的には、内部監査部門が、内部監査規程に基づき内部監査を実施します。内部監査の結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、代表取締役CEOに報告されます。各監査役が取締役会等に積極的に参加し、高い専門的見地から取締役の意思決定・業務執行について適宜意見を述べることにより、取締役会への監査・監督機能の一層の強化を図ってまいります。監査役、内部監査部門及び会計監査人による会合を定期的開催することにより、監査・監督機能がより有効・適切に機能するよう努めてまいります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当ありません。

② 重要な子会社の状況

該当ありません。

③ 重要な企業結合等の状況

当社は、2023年10月23日開催の取締役会において、workhouse株式会社（代表取締役社長：橋本 典明、本社：東京都江東区）との事業の一部譲受に関する契約を締結することについて決議し、同日付で本契約の締結を行い、同年10月24日付で当該事業の事業譲受が完了いたしました。

(7) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

事業部門	事業内容
SaaS事業	自社開発のSiTest等を用いたウェブサイト解析、アクセス解析、サイト制作、コンテンツ制作、コンサルティング
マーケティングソリューション事業	インターネット広告運用代行、ウェブサイト制作、バナー制作、動画制作
SPAIA事業	自社開発のSPAIAのメディア運営、受託開発、医療DX

(8) 主要な営業所及び工場 (2023年12月31日現在)

名称	所在地
大阪本社	大阪市中央区
東京支社	東京都港区

(9) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
141名	43名	33.3歳	2.5年

(注) 使用人数は就業人数であります。臨時雇用者数6名は含めておりません。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2023年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	229,976千円
株式会社南都銀行	227,508千円
株式会社関西みらい銀行	189,170千円
株式会社りそな銀行	77,529千円
株式会社名古屋銀行	41,672千円
株式会社三菱UFJ銀行	38,584千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 29,700,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,207,100株
- (3) 株主数 2,254名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ゴールドアイランド	3,900,000株	47.51%
金島 弘樹	1,470,000株	17.91%
MICイノベーション4号投資事業有限責任組合	579,900株	7.06%
金島 由樹	206,200株	2.51%
畝田 友希	90,000株	1.09%
大和証券株式会社	77,600株	0.94%
クリエートナイン株式会社	57,700株	0.70%
土屋 公二	40,000株	0.48%
早川 俊弘	30,700株	0.37%
株式会社SBI証券	29,600株	0.36%

(注) 自己株式は保有しておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員の保有状況

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2015年3月26日	2015年7月24日
付与対象者の区分、人数 及び新株予約権の個数	当社取締役2名 160個 社外取締役－	当社取締役2名 13個 社外取締役1名 70個
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数	普通株式 96,000株	普通株式 49,800株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 3円	1株当たり 9円
新株予約権の行使期間	自 2017年4月1日 至 2025年2月末日	自 2017年8月1日 至 2025年6月30日

名称	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2016年3月30日	2016年8月19日
付与対象者の区分、人数 及び新株予約権の個数	当社取締役一名 社外取締役1名 7個	当社取締役1名 18個 社外取締役－
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数	普通株式 4,200株	普通株式 10,800株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 12円	1株当たり 15円
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2026年2月末日	自 2018年9月1日 至 2026年8月末日

名称	第8回新株予約権
決議年月日	2021年3月25日
付与対象者の区分、人数 及び新株予約権の個数	当社取締役1名 3,000個 社外取締役—
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数	普通株式 18,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 677円
新株予約権の行使期間	自 2023年4月1日 至 2031年2月28日

(注) 1. 新株予約権（以下本項において「本新株予約権」という。）の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとする。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記①、②、③において定める期間区分（以下、本期間区分とする。）に従って、その一部又は全部を行使するものとする。ただし、当社の取締役会の決議がある場合は、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとする。
 - ① 権利行使開始日（当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した初日を指すものとする。）から1年間は、割り当てられた新株予約権の個数の40%までを限度として行使することができるものとする。
 - ② ①で定める期間が経過した日より1年間は、①の年で行使した個数を含め、割り当てられた新株予約権の個数の70%までを限度として行使することができるものとする。
 - ③ ②で定める期間が経過した日より後は、割り当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。
2. 新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとなっております。

3. 2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株を6株にする株式分割を行っております。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の発行価額」、「新株予約権の行使時の払込金額」は、調整後の内容となっております。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

当事業年度中に交付した新株予約権等の状況は、以下のとおりであります。

第9回新株予約権	
決議年月日	2023年8月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2
新株予約権の数(個)※	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 10,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	526(注) 2
新株予約権の行使期間※	自 2025年9月1日 至 2033年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 526 資本組入額 263(注) 4
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

※当第9回新株予約権の発行時（2023年9月1日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式1株であります。

ただし、新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又は

その他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。

- (1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権(以下本項ないし(注)5までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記①、②、③において定める期間区分(以下、本期間区分とする。)に従って、その一部又は全部を行使するものとします。ただし、当社の取締役会の決議がある場合は、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとします。
- ① 権利行使開始日(当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した初日を指すものとする。)から1年間は、割り当てられた新株予約権の個数の40%までを限度として行使することができるものとします。
- ② ①で定める期間が経過した日より1年間は、①の年で行使した個数を含め、割り当てられた新株予約権の個数の70%までを限度として行使することができるものとします。
- ③ ②で定める期間が経過した日より後は、割り当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとします。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定します。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

⑨ 新株予約権の取得事由

下記(注)5に準じて決定します。

5. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権

を無償にて取得することができるものとします。

- (2) 上記(注)3に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2023年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	金島 弘樹	CEO
専務取締役	財部 友希 (戸籍名：畝田 友希)	CIRO・経営企画部本部長 株式会社サンワカンパニー 社外取締役
取締役	西村 美希	CFO・ファイナンスマネジメント部本部長
取締役	金島 由樹	COO・プロモーション統括本部長
社外取締役	上杉 辰夫	Global Micro Solution Inc. 代表取締役社長 Social Rewards, Inc. CTO GMS Japan 株式会社 代表取締役会長
社外取締役	森住 曜二	森住曜二公認会計士事務所 所長 株式会社ダイケン 社外監査役 ローランド株式会社 社外監査役
社外監査役	久保田 匡美 (戸籍名：齋藤 匡美)	常勤監査役 久保田匡美公認会計士事務所 所長
社外監査役	池原 浩一	池原公認会計士事務所 所長 日本セラミック株式会社 取締役（監査等委員）
社外監査役	北口 正幸	北口公認会計士事務所 所長 招和法律事務所 代表 日本ハム株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役上杉辰夫氏及び森住曜二氏は、社外取締役であります。
2. 監査役久保田匡美氏、池原浩一氏及び北口正幸氏は、社外監査役であります。
3. 取締役上杉辰夫氏及び森住曜二氏、監査役久保田匡美氏、池原浩一氏並びに北口正幸氏は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出を行っております。
4. 取締役森住曜二氏、監査役久保田匡美氏及び池原浩一氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。北口正幸氏は公認会計士及び弁護士であり、財務及び会計、法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 奥田和良氏は、2023年6月30日をもって社外監査役を辞任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理・監督の立場にある従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	対象となる 役員の員数(名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	6 (2)	102,766 (5,400)	102,766 (5,400)	— (—)	— (—)
監査役 (うち社外監査役)	4 (4)	10,900 (10,900)	10,900 (10,900)	— (—)	— (—)

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬額については、2016年3月30日開催の第9期定時株主総会において、取締役4名の報酬額を年額350百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない。）、監査役1名の報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。
2. 2023年6月30日をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

取締役上杉辰夫氏及び取締役森住曜二氏の「取締役及び監査役」に記載の重要な兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。

監査役久保田匡美氏及び監査役池原浩一氏並びに監査役北口正幸氏の「取締役及び監査役」に記載の重要な兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における社外役員の主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席率	監査役会出席率	発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	上杉 辰夫	100% (13/13回)	—	主に米国IT企業の経営者としての豊富な経験・見地から適宜発言を行い、当社の経営体制の強化への助言を行いました。
	森住 曜二	100% (13/13回)	—	主に公認会計士としての専門的な知識及び経験から適宜発言を行い、当社の経営体制の強化への助言を行いました。
社外監査役	久保田 匡美	100% (10/10回)	100% (10/10回)	主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行い、当社の監査体制強化に適切な役割を果たしました。
	池原 浩一	100% (13/13回)	100% (16/16回)	主に公認会計士及び上場企業の監査役として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行い、当社の監査体制強化に適切な役割を果たしました。
	北口 正幸	100% (13/13回)	100% (16/16回)	主に弁護士及び公認会計士並びに上場企業の監査役として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行い、当社の監査体制強化に適切な役割を果たしました。
	奥田 和良	100% (8/8回)	100% (10/10回)	主に上場メーカーにおける内部監査室及び監査役室での豊富な経験・見地から適宜発言を行い、当社の監査体制強化に適切な役割を果たしました。

- (注) 1. 奥田和良氏は、2023年6月30日をもって社外監査役を辞任いたしました。
2. 久保田匡美氏は、2023年3月28日の定時株主総会において就任いたしました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提出する議案の内容として決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、当社監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に係る基本方針を次のとおり取締役会で定め、本方針に基づき、内部統制システムを整備するとともに、運営の徹底を図っております。

その概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- ②取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- ③取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
- ④取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存及び管理する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- ②取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び損失の危険の管理に関する体制

- ①リスク管理担当取締役はリスク・コンプライアンス委員会の委員長として、当社の事業活動に関連するリスクを適切に認識・把握し、これを適切に管理する責任を有する。リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。また、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部門責任者と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

- ②万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、リスク・コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役CEO、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
 - ③取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「グラッドキューブフィロソフィ」を定める。
 - ④内部通報制度を設け、社内外（常勤監査役・非常勤監査役・コンプライアンス責任者）に匿名で相談・申告できる「相談窓口」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
 - ⑤リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」「コンプライアンスマニュアル」等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①当社は、監査役職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - ②補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ①監査役は、取締役会以外にも重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
 - ②取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
 - ③取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査役に報告する。
- (7) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役会は、代表取締役CEOと定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - ②監査役は、会計監査人及び内部監査室とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
- ②代表取締役CEOが直轄する内部監査室が内部監査を実施し、財務報告の信頼性と適切性を損なう危険がある行為が発見された場合には、発見された行為の内容とそれがもたらす影響の程度等について、直ちに代表取締役CEOに報告する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とした「反社会的勢力排除に関する規程」を定める。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行

取締役会を原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。取締役会では、「取締役会規程」「稟議規程」等の社内規程に基づき、経営方針等の重要事項について審議・決定するとともに、取締役の職務執行について報告を受けております。取締役会においては独立した立場の社外取締役が経営の監視・監督を行い、十分に審議できる環境を確保しております。業務の執行に関しては、代表取締役CEOを中心に、業務執行取締役が効率的かつ迅速な意思決定を行っております。

(2) コンプライアンスに関する取組み

「コンプライアンス規程」「リスクコンプライアンス委員会規程」等の社内規程に基づき、リスクコンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、リスクやインシデントの適切な把握・対応を行い、当社における持続的成長の阻害要因の排除・低減を図っております。

(3) 内部監査の実施

「内部監査規程」に基づき、内部監査室が内部監査計画書を作成し、各事業部の監査を行っております。監査結果については、代表取締役CEOに対して報告を行うとともに、その概要及び改善指摘事項について監査対象事業部にフィードバックを行っております。また、当該監査結果を取締役会及び監査役会に説明することで、社外取締役を含む取締役及び社外監査役を含む監査役との連携を図っております。

(4) 監査役の職務の執行

監査役は監査役会を原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。監査役会では、監査計画の策定や監査役間での監査実施状況等の情報共有を行い、経営の監視・監督を行っております。また、取締役会をはじめ当社の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にヒアリングする機会を設けるほか、会計監査人や社外監査役との定期的な会合を設け連携を継続的に図ることで、監査の実効性を確保しております。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,572,349	流動負債	1,167,342
現金及び預金	1,738,947	買掛金	493,768
売掛金及び契約資産	602,257	1年内償還予定の社債	40,000
貯蔵品	149	1年内返済予定の長期借入金	225,347
前渡金	159,075	未払金	156,827
前払費用	24,830	未払費用	99,095
その他	47,991	契約負債	118,548
貸倒引当金	△902	預り金	33,756
固定資産	646,673	固定負債	679,092
有形固定資産	18,957	社債	100,000
建物附属設備	24,278	長期借入金	579,092
減価償却累計額	△8,523	負債合計	1,846,434
建物附属設備(純額)	15,754	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	7,429	株主資本	1,377,860
減価償却累計額	△4,226	資本金	370,618
工具、器具及び備品(純額)	3,202	資本剰余金	360,519
無形固定資産	312,007	資本準備金	360,519
ソフトウェア	45,954	利益剰余金	646,721
ソフトウェア仮勘定のれん	2,256	その他利益剰余金	646,721
のれん	263,796	繰越利益剰余金	646,721
投資その他の資産	315,708	新株予約権	224
投資有価証券	87,204	純資産合計	1,378,084
長期前払費用	2,242	負債・純資産合計	3,224,518
繰延税金資産	148,580		
その他	77,680		
繰延資産	5,495		
株式交付費用	3,943		
社債発行費用	1,552		
資産合計	3,224,518		

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,523,120
売上原価	215,438
売上総利益	1,307,682
販売費及び一般管理費	1,164,774
営業利益	142,907
営業外収益	
受取利息	19
受取手数料	7,223
その他の	4,657
営業外費用	
支払利息	4,451
支払保証料	1,848
株式交付費償却	2,301
社債発行費償却	503
その他の	2,665
経常利益	143,037
特別損失	
減損損失	48,574
税引前当期純利益	94,463
法人税、住民税及び事業税	36,495
法人税等調整額	△1,524
当期純利益	59,491

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	369,890	359,853	359,853	587,229	587,229	1,316,974	—	1,316,974
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	727	666	666			1,394		1,394
当期純利益				59,491	59,491	59,491		59,491
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							224	224
当期変動額合計	727	666	666	59,491	59,491	60,885	224	61,110
当期末残高	370,618	360,519	360,519	646,721	646,721	1,377,860	224	1,378,084

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

投資事業有限責任組合への出資については、入手可能な直近の決算書に基づき、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

のれん 5年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として

認識しておりますが、顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した総額、あるいは手数料の金額を収益として認識しております。

(1) インターネット広告運用代行

マーケティングソリューション事業においては、主にインターネット広告の運用代行を行っております。インターネット広告事業における主な履行義務は、顧客と合意した契約条件に基づいて広告をメディアに出稿することであり、当該履行義務は広告配信期間にわたって充足されるため、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

(2) サブスクリプションサービス

SaaS事業及びSPAIA事業においては、主にウェブ上で利用するサブスクリプションサービスの自社開発及び提供を行っております。このようなツールの提供については、サービス提供期間の各締日ごとに履行義務が充足されるため、末日締日時点で収益を認識しております。

(3) ソフトウェア開発

SPAIA事業におけるソフトウェア開発の準委任契約に関しては、顧客との間で技術者の準委任契約を締結しており、主な履行義務は技術者の労働力の提供であります。

当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されるものであるため、当該履行義務が充足される期間において契約に基づき、収益を毎月認識しております。

SPAIA事業におけるソフトウェア開発の請負契約に関しては、一定の期間にわたり充足される履行義務については履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の見積りの方法は、原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれるまでの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

新株の発行にかかわる費用を株式交付費（繰延資産）として計上し、定額法により3年で償却しております。

(2) 社債発行費

社債の発行にかかわる費用を社債発行費（繰延資産）として計上し、定額法により償還期間である5年で償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類へ与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

繰延税金資産 148,580千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得を合理的に見積り、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. のれんの評価及び償却期間

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

のれん 263,796千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2023年10月24日付で実施したworkhouse株式会社からの事業の一部譲受により、当事業年度末の貸借対照表において、のれんを計上しております。

当該のれんについては、当事業年度末において、企業結合日時点の識別可能資産及び負債の特定並びに時価の見積りが未了であるため、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算定されております。当社は、当該事業における事業価値を基礎として、交渉の上取得対価を決定し、事業価値は事業計画を基にしたインカム・アプローチ等により算定しており、事業計画においては将来の売上予測と割引率を主要な仮定としています。

のれんの償却期間は超過収益力が及ぶ期間と投資回収期間等を基に見積もっております。翌事業年度において、市場環境の変化や事業計画策定時に想定していなかった事象等が生じた場合、見積りの前提

とした仮定が変化し、のれんの評価及びのれんの効果が発現する期間に影響を与える可能性があります。

3. 減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

減損損失 48,574千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し、資産のグルーピングを行っております。

資産グループに減損の兆候があると識別し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産グループの帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額(使用価値)まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当事業年度では、SPAIA事業のSPAIA競馬に係る資産グループにおいて、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであるため、減損の兆候を識別しております。

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、取締役会によって承認された事業計画及び事業計画が策定されている期間を超えている期間についての将来予測額に基づいて算定しており、新規獲得ユーザー数や解約率を主要な仮定としています。

割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るため、減損損失を計上しております。

翌事業年度において新たに固定資産を取得し、上述の主要な仮定について、事業環境等の前提条件が変動することにより、結果として将来キャッシュ・フローが減少した場合には、翌事業年度において固定資産の減損損失を認識する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

該当事項はありません。

(損益計算書に関する注記)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類
大阪府大阪市中央区	事業用資産	ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定

(2) 減損損失の認識に至った経緯

SPAIA事業におけるSPAIA競馬サービスにつきまして、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであることから、当該サービスに係る資産グループについて減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額

ソフトウェア	33,642千円
ソフトウェア仮勘定	14,932千円
計	48,574千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出すサービスグループを基準とした管理会計上の区分に従って資産グルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当社の回収可能価額は使用価値を使用しております。減損損失を認識した当該資産グループについては、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため具体的な割引率の算定は行っておりません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	8,136,000	71,100	—	8,207,100
合計	8,136,000	71,100	—	8,207,100

(注) 普通株式の発行済株式の増加理由は以下のとおりです。

新株予約権の権利行使による新株発行による増加 71,100株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 351,100株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要な運転資金を主に銀行借入によるものとする方針であります。デリバティブ取引に関しましては現在行っておらず、リスクを回避するために利用する可能性があります。投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。広告掲載媒体提供企業への買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。社債及び長期借入金は、主にSPAIA事業運営に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日又は返済日は決算日後、最長で6年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づきファイナンスマネジメント部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち18.15%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日(当事業年度末日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、短期間で決済される金融商品については時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債(※1)	140,000	140,000	—
(2) 長期借入金(※2)	804,439	803,567	△871
負債計	944,439	943,567	△871

(※1) 社債は1年内償還予定の社債を含めております。

(※2) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
組合出資金	—	87,204

(※) 組合出資金は投資事業有限責任組合への出資金であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価。

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時間算定に係るインプットを用いて算定した時価。

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上しない金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	140,000	－	140,000
長期借入金	－	803,567	－	803,567
負債計	－	943,567	－	943,567

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

社債及び長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を当該社債及び長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定する方法によっております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

資産調整勘定	116,204千円
減損損失	14,854 //
ソフトウェア	11,355 //
未払事業税	294 //
その他	5,873 //
繰延税金資産小計	148,580千円
評価性引当額	- //
繰延税金資産合計	148,580千円
繰延税金負債	- //
繰延税金資産純額	148,580千円

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれます。

固定資産－繰延税金資産	148,580千円
-------------	-----------

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(企業結合等に関する注記)

(事業の一部譲受)

当社は、2023年10月23日開催の取締役会において、workhouse株式会社（代表取締役社長：橋本 典明、本社：東京都江東区）との事業の一部譲受に関する契約を締結することについて決議し、同日付で本契約の締結を行い、同年10月24日付で当該事業の事業譲受が完了いたしました。

(1) 事業譲受の概要

① 相手先企業の名称及び譲り受ける事業の内容

相手先企業の名称 workhouse株式会社

譲り受けた事業の内容 AI開発・運用、受託開発、医療DX開発及び医療サービスに関わる運用、画像解析

② 事業譲受を行った主な理由

AI領域におけるコア人材・技術力獲得による今後の事業拡大への貢献期待のため。

③ 事業譲受日

2023年10月24日

④ 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 計算書類に含まれている譲受事業の業績の期間

2023年10月1日から2023年12月31日まで

(3) 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	400,000千円
取得原価		400,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 2,906千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

277,680千円

当金額は、事業譲受の完了日時点の識別可能資産及び負債の特定並びに時価の見積りが未了であるため、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算出された金額であります。

② 発生原因

取得原価が識別可能資産及び負債の純額を上回った差額をのれんとして計上しております。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 事業譲受日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	167円89銭
------------	---------

1 株当たり当期純利益	7円29銭
-------------	-------

(その他の注記)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月1日

株式会社グラッドキューブ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山 直孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内田 聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グラッドキューブの2023年1月1日から2023年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び監査結果は相当であると認めます。

2024年3月4日

株式会社グッドキューブ 監査役会

常勤監査役 久保田 匡美 ㊟

監査役 池原 浩一 ㊟

監査役 北口 正幸 ㊟

(注) 監査役久保田匡美氏、池原浩一氏及び北口正幸氏は、会社法第2条第16号及び第355条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

